

警戒情報

長崎市消費者センター



消費者を守るネット通信(第177号)

海産物の電話勧誘トラブル 年末にかけて特に注意!

海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。今年6月には、消費者に「北海道内の水産業者」を名乗って電話をかけてきて、「北海道産の海産物」と言っ
て、価格に見合わない海外産などの海産物を販売していた事業者
が逮捕されています。

(北海道警察本部、独立行政法人国民生活センター2023年11月8日公表記事より抜粋)

【電話での勧誘トーク例】



以前購入された方に電話をしています。現在日本の海産物が海外で問題になっていて、売れない状況にあります。助けてください。



北海道の支援のために海産物を買ってください。

【消費者へのアドバイス】



おかしいと感じたら、**きっぱり断りましょう。**



電話勧誘で契約をしたときは、**クーリング・オフができます。**



断ったのに商品が届いたら、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

長崎市消費者センター(長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 829-1234 または 消費者ホットライン 188

時間 10時~17時(土日祝も可 月曜定休)